【開示例47】　第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産および負債を認識せず、それらに関する情報を開示しないという例外規定を適用している旨の開示

ソニーは、IASBが2023年５月に公表した「国際的な税制改革-第２の柱モデルルール（IAS第12号改訂）」（以下「改訂IAS第12号」）を適用しています。また、改訂IAS第12号が定める一時的な例外規定を適用し、第２の柱モデルルールに関する税制から生じる税金について、繰延税金資産及び繰延税金負債の認識及び開示を行っていません。

（出所）　ソニーグループ㈱　2024年3月期有価証券報告書「連結財務諸表注記　25.法人所得税」より一部抜粋

【開示例48】　財務諸表利用者が第2の柱モデルルールから生じる第2の柱法人所得税に対する企業のエクスポージャーを理解するのに役立つ情報の開示

⑹　第2の柱モデルルールの適用による影響

経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを採用するために制定された税制は、2024年4月1日以後に開始する当社グループの連結会計年度に適用されます。当社グループは制定された又は実質的に制定されている法律の範囲内にあり、第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーの評価を実施しています。 第2の柱の法人所得税に対する潜在的なエクスポージャーの評価は、NTTグループの構成企業の直近の国別報告書及び財務諸表に基づいて行っています。当該資料に基づき潜在的なエクスポージャーを評価した結果、一部子会社の所在する軽課税国での税負担が基準税率15%に至るまで、日本に所在する当社に対して上乗せ（トップアップ）課税が行われる可能性があるものの、その影響は軽微であると判断しています。

（出所）　NTTデータグループ㈱　2024年3月期有価証券報告書　「連結財務諸表注記　18.法人所得税」より一部抜粋

BEPS2・0関連に基づく開示

経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）は、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第２の「柱」として、収益が７億５、０００万ユーロを超える多国籍企業が事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15％の税金を支払うことを保証するシステムを構築するためのモデルルールを２０２１年12月に公表した。これを受け、ＩＡＳＢは２０２３年５月にＩＡＳ12号「法人所得税」の修正として「国際的な税制改革―第２の柱モデルルール」を公表した。このような、多国籍企業による国際的な税や利益移転の課題に対処するための新たな税制改革の取組みはＢＥＰＳ２・０と呼ばれている。

ＩＡＳ12号の修正には、企業がＯＥＣＤ第２の柱の法人所得税に係る繰延税金資産および負債を認識せず、開示もしないという例外規定があり（ＩＡＳ12号４Ａ項）、当該例外を適用した場合には、企業はその旨を開示しなければならない（ＩＡＳ12号88Ａ項）。この繰延税金資産および負債の開示の例外を適用している旨の開示を行っている会社が多くみられた（**開示例47**）。また、第２の柱の法制が制定または実質的に制定されているが未発効である期間について、企業は、当該法制から生じる第２の柱の法人所得税に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が理解するのに役立つ、既知のまたは合理的に見積可能な情報を開示することが要求されている（ＩＡＳ12号88Ｃ項）。しかし、法人所得税に対する企業の潜在的なエクスポージャーが重大であるとして定量的開示を行っている会社はみられなかった（**開示例48**）。

第３章

当期利益・純資産は減少傾向
調整表に関する開示分析

【この章のエッセンス】

●ＩＦＲＳ適用により、日本基準より当期利益が増加する企業の割合は58％、減少する企業の割合は42％であった。

●同、収益が増加または減少した企業はともに33％、純資産が増加する企業の割合は42％、減少する企業の割合は58％、総資産はすべての企業において増加した。